○金融庁告示第三十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年八月十七日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～五十六　略］ ［号を削る］	（金融商品取引業者） **第一条**　［同上］ ［一～五十六　同上］ 五十七　ストラテジック・パートナーズ株式会社
五十七　［略］	五十八　［同上］
五十八　［略］	五十九　［同上］
五十九　［略］	六十　［同上］
六十　［略］	六十一　［同上］
六十一　［略］	六十二　［同上］
六十二　［略］	六十三　［同上］
六十三　［略］	六十四　［同上］
六十四　［略］	六十五　［同上］
六十五　［略］	六十六　［同上］
六十六　［略］	六十七　［同上］
六十七　［略］	六十八　［同上］
六十八　［略］	六十九　［同上］
六十九　［略］	七十　［同上］
七十　［略］	七十一　［同上］
七十一　［略］	七十二　［同上］
七十二　［略］	七十三　［同上］
七十三　［略］	七十四　［同上］
七十四　［略］	七十五　［同上］
七十五　［略］	七十六　［同上］
七十六　［略］	七十七　［同上］
七十七　［略］	七十八　［同上］
七十八　［略］	七十九　［同上］
七十九　［略］	八十　［同上］
八十　［略］	八十一　［同上］
八十一　［略］	八十二　［同上］
八十二　株式会社ＤＡインベストメンツ	八十三　［同上］
八十三　［略］	八十四　［同上］
八十四　［略］	八十五　［同上］
八十五　［略］	八十六　［同上］
八十六　［略］	八十七　［同上］
八十七　［略］	八十八　［同上］
八十八　［略］	八十九　［同上］
八十九　［略］	九十　［同上］
九十　［略］	九十一　［同上］
九十一　［略］	九十二　［同上］
九十二　［略］	九十三　［同上］
九十三　［略］	九十四　［同上］
九十四　［略］	九十五　［同上］
九十五　［略］	九十六　［同上］
九十六　［略］	九十七　［同上］
九十七　［略］	九十八　［同上］
九十八　［略］	九十九　［同上］
九十九　［略］	百　［同上］
百　ダイナスティ・ホールディング・インターナショナル・リミテッド	［号を加える］
百一　根津アジアキャピタルリミテッド	百一　［同上］
百二　［略］	百二　［同上］
百三　［略］	百三　アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社
［号を削る］	［百四～百二十五　同上］ ［号を加える］
［百四～百二十五　略］	
百二十六　リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社	百二十六　［同上］
百二十七　［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。